

平成22年度予算要望事項

(JDD ネット加盟団体毎の要望事項)

【正会員 = 全国団体 (9 団体分)】

特定非営利活動法人 アスペ・エルデの会

CEO 辻井正次

愛知県名古屋市西区上小田井2丁目187

【厚生労働関係】

1. 障害者関連法規における発達障害者の位置づけと支援サービスの改善

障害者自立支援法等の改正作業の中で、発達障害を明確に本文中に支援対象としての位置づけを行うことを要望します。また、発達障害児・者が、障害児福祉サービスや、地域での障害者福祉サービスにおいて、必要なサービスを適切に受けられるよう改善を要望します。さらに、適切な支援ニーズのアセスメントのシステムの開発と、適切な支援ニーズにそったエビデンスある支援技法の開発を要望します。

その結果、支援を求める当事者や家族が、自分たちの支援ニーズを速やかに把握され、家族支援や本人支援を選択できるような基本的なメニューが提供され、全国どこでも支援を受けられるようになることを要望します。

2. 地域における支援を実現させていくために、個別の支援計画の作成・活用を具体化し、定着させること

個々のニーズに応じて計画的に関係者が連携し取り組んでいくため、全国どこに住んでいても、支援ニーズのある発達障害児・者について、個別の支援計画が作成され、これに基づいた適切な支援が受けられるよう、支援体制の整備を要望します。

3. 乳幼児期から児童期の地域での発達支援体制の整備 子育て支援において当たり前に発達障害児もいるのだという前提に立った子育て支援の実現

全国の市町村において、人口5万人に1か所以上の基準で、発達支援専門家（保育士以外に言語聴覚士、作業療法士、精神保健福祉士、心理専門家等、4職種以上）を配置する「こども発達センター」の設置、子育て支援での児童家庭相談担当課とその実施機関に発達支援に関する専門職の必置、特別支援教育の支援体制に対応する保育所における保育面での位置づけ、学校教育への連続性をもてるような体制作りなどを要望します。発達障害の子どもたちが常に存在するということを前提に、子育て支援の段階からペアレント・トレーニングなど適切な支援が提供されることを要望します。

4. 成人発達障害者への支援の充実

成人の発達障害者とその家族に関する実態把握と精神保健福祉センターなどが核となり、精神科疾患を合併している成人当事者への包括的な支援体制の整備を要望します。

5. 発達障害者支援センター等の専門性の向上

発達障害者支援センターが、全国どこであっても名称にふさわしい一定以上の専門性を

有するよう、アセスメントや支援のメニューをある程度共通化し、地域における支援ノウハウの発信基地として機能できるようになることを要望します。また、発達障害情報センターが、その名の通りに、発達障害についての必要な情報を提供できる専門性を持つるよう充実することを要望します。

6. 発達障害児者への医療ケアの充実

児童段階での入院機関など、必要な医療ケアシステムが確立できていない実情がある。適切な保険点数などを整備することで、医療面での診断や薬物療法などが全国どこでも一定水準で受けられるようになることを要望します。また、専門家が意欲を持って取り組めるよう、保険点数を適切に上げ、専門家が仕事にあった報酬を得ることができるようになることを要望します。

7. 発達障害児者支援研究の充実

発達障害児者に対する支援に関しての基本的な実態把握や支援方法の開発が不十分であり、そのための研究を充実する必要がある。

【文部科学省関係】

1. 特別支援教育総合研究所や発達障害教育情報センター等の充実

特別支援教育の基本的な情報や支援ノウハウを取りまとめる中核となる研究所やセンター、あるいは都道府県の教育センターなどで、実際に発達障害児のためになる教材や教育方法の開発に取り組むことが必要である。その際には、発達障害の専門家が必要で、発達障害についての国際水準の集積がある専門家が専門性を発揮できる体制を整備することが必要である。

2. 特別支援学校における「自閉症者」の位置づけの明確化

特別支援学級において、「情緒障害」から「自閉症者」を分けたことに伴い、「自閉症者」への適切な教育が実現できるような体制整備をお願いします。また、特別支援学校において「自閉症者」を位置づけることを要望します。

3. 地域における支援を実現させていくために、個別の支援計画の作成・活用を具体化・定着化させること

個々のニーズに応じて計画的に関係者が連携し取り組んでいくため、全国どこに住んでいても、支援ニーズのある発達障害児・者について、個別の支援計画が作成され、これに基づいた適切な支援が受けられるよう、支援体制の整備を要望します。

4. 現実的なノーマライゼーションの実現のために、段階的に教育体制を整備すること

ノーマライゼーションの実現は、これからの世界の流れから考えると当然の方向性であり、現状から段階的に、現実的な教育体制の整備を進めていくことを要望します。具体的には、障害のある子どもがいかなる障害があろうとも自分が生まれた地域で育ち、地域の学校に通うことができるよう、すべての小中学校に、特別支援学級と特別支援学校の分級を整備し、必要な教員配置を行うことを要望します。特別支援学校はセンター機能を強化し、すべての小中学校において充実した特別支援教育が実現できるように、必要なアセスメントや支援技法、適切な教材の提供などを行うことが出来る専門性を有するようになることを要望します。

5. 高等学校段階や高等教育における特別支援教育の充実

特に高等学校段階における特別支援教育の実現を、高等学校における特別支援学級の設置や、工業系高校や技能系専修学校などでの発達障害児向けのコースの設置、特別支援

学校での発達障害児向け定員の拡充など、実態の当事者や家族の要望に沿った体制整備を要望します。

6. 義務教育段階からの「ギフテッド」への教育体制の整備

特別支援教育において、諸外国では「ギフテッド」と呼ばれる、能力の突出した部分に対する教育を大切なものとして位置づけ、発達障害児に伴う才能に対するく養育を提供しています。我が国における「ギフテッド」に対する教育的ニーズの実態把握や支援体制の整備への研究のスタートを要望します。

特定非営利活動法人 エッジ

会長 藤堂栄子

東京都港区浜松町 1-20-2 村瀬ビル 3F

【厚生関係】

1. 発達支援センターの拡充と職員の一層の研修

ディスレクシアをはじめ見た目では判られない発達障害は障害者手帳を取ることも出来ず、結果として福祉政策の対象として現場では対応してもらうことが困難です。

2. ディスレクシアの早期発見のためのツールと研修

ディスレクシアを少なくとも就学前に検知して就学への潤滑な移行ができるようにアセスメントとそれを読み取れる研修を

【労働関係】

1. 手帳を持たない発達障害を持つ人の就労支援が出来るよう、支援員の養成、企業、行政の雇用担当者への啓発と研修

2. 就労後の支援体制の確立

【文部科学省関係】

6. 特別支援教育支援員の育成と配置の継続

通常学級内の発達障害を持つ児童生徒への支援が出来る人材の育成をした上で配置することで効果が格段に変わります。

2. 一般および学校図書館におけるディスレクシアを持つ人にとって情報アクセスの確保

1) 録音図書、マルチメディア情報の拡充と供与

2) 職員の研修

3) イージー・トゥ・リードゥというコンセプトで内容は年相応で読みやすい図書や情報の提供、そのための研究

3. ディスレクシアを持つ児童生徒に対する英語教育の研究と確立

小学校でも英語教育がはじまらんとしていますが、構造化された実証された教育を施さないと混乱は深まるばかりです。

特定非営利活動法人 えじそんくらぶ

代表 高山恵子

埼玉県入間市豊岡 1-1-1-924

【厚生関係】

1. 発達障害のある子の早期支援のための早期診断のシステムの確立（虐待と発達障害の関連性の研究と虐待の予防）
2. 発達障害の専門医師・保健師・心理士等関係者に対する発達障害についての研修の充実
3. 親支援講座の有効性の検証とインストラクターの養成
4. 保育所における適切な支援体制の整備・人材の育成
5. 成人の ADHD 者への医療的支援の拡充（診断と薬物治療）
6. 発達障害支援センターでの高機能発達障害者支援事業の拡充（設置数、人員配置の拡充）
7. ADHD 等発達障害の脳科学的研究と薬物療法の有効性の検証
8. 発達障害者等の家族に対する支援体制の整備
9. 支援体制の確立のための関係行政機関、地方公共団体との連携の強化
10. 国民に対する発達障害への理解、啓発の促進

【労働関係】

1. 高機能の発達障害者への対応を含めた「障害者の雇用の促進に関する法律」の改定
2. 雇用関係機関職員や一般企業の人事部に対する発達障害の理解啓発・研修の充実
3. 相談体制の整備と効果的な職業訓練、ジョブコーチの充実
4. トライアル雇用等の雇用機会の周知と拡大
5. 障害者就業・生活支援センター事業の拡充と整備
6. 公的機関における発達障害のある人の理解啓発と雇用の促進

【文部科学省関係】

1. ADHD（傾向）のある子を対象とした通級加配の人員の増員とその研修の充実
2. 小中学校および高校の通常の学級における特別支援教育体制の整備
3. 家庭教育学級・公民館活動におけるADHD等、発達障害の理解啓発講座の充実
4. 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業の充実
5. 幼稚園における適切な支援体制の整備・人材の育成
6. 後期中等教育における発達障害のある生徒に対する支援体制の整備
7. 高専、大学等高等教育における発達障害のある学生に対する支援体制の整備
8. ADHD 等発達障害に対する、学校薬剤師・校医・養護教諭の医学的対応の研修の充実
9. 教員・スクールカウンセラーの専門性の向上と支援体制の整備
10. NPO・サポート校など学校外の関係機関との連携と活用
11. 中学、高等教育における職場実習を含めたキャリア教育との充実（ニート対策）
12. 実践的かつ有効な支援システムの構築のための厚生労働省等の関係省庁との連携

特定非営利活動法人 全国LD親の会

理事長 内藤 孝子

東京都渋谷区代々木 2-26-5 パロール代々木 415

【厚生関係】

1. 発達障害の早期発見・早期発達支援のための実施体制の確立
2. 発達障害の専門医師の養成や保健師等関係者に対する発達障害についての研修の充実
3. 医療機関の拡充（児童から成人まで）
4. 保育所・保育園における適切な対応
5. 発達障害者支援開発事業の拡充
6. 発達障害支援センター事業の拡充
7. 発達障害の成人のための体制の整備
8. 発達障害者の保護者・家族に対する支援施策の実施
ペアレント・トレーニング、ペアレント・メンター事業の実施など
9. 障害基礎年金などによる所得保障制度の拡充
10. 発達障害が「障害者自立支援法」の対象である事を周知・徹底すること
地方公共団体向けの、取扱要領の作成・配布や研修の実施など
11. 一生涯を通じた支援体制の確立（関係行政機関、地方公共団体との連携の強化）
12. 発達障害者を含めた障害者全体への差別を禁止する法律の早期の実現
13. 国民に対する発達障害への理解、啓発の促進

【労働関係】

1. 「障害者の雇用の促進に関する法律」の改定
2. 雇用・就業関係機関職員や事業所に対する発達障害の研修の充実
3. 相談体制の整備と多様かつ効果的な職業訓練、職場実習制度の充実
4. 雇用機会の拡大
5. 就業・生活支援センター事業の拡充と整備
6. 公的機関における発達障害のある人の雇用の促進

【文部科学省関係】

1. LD、ADHDを対象とした通級加配の人員を計画的に確保していくこと
2. 小中学校および通常の学級における特別支援教育体制の整備
3. 特別支援教室の実現に向けた検討について、時間を置かずに開始すること
4. 発達障害支援・特別支援教育総合推進事業の充実
5. 幼稚園における適切な支援体制の整備・人材の育成
6. 後期中等教育における発達障害のある生徒に対する支援体制の整備
7. 大学等の高等教育における発達障害のある学生に対する理解啓発、支援体制の整備
8. 発達障害に対する、社会的理解の向上
9. 教員の専門性の向上、教員への支援体制の整備
10. 学校外の人材・資源・資格等の活用
11. 放課後支援体制の整備
12. 一生涯を通じた支援体制の確立 - 厚生労働省等の関係省庁との連携

13. LD等の発達障害者への情報保障促進のため著作権法の抜本的改正に向け提言すること

【国土交通省関係】

1. 発達障害を含めたすべての障害者に対しその状態に応じた移動支援を行うこと

特定非営利活動法人 日本トゥレット協会

会長 高木道人

東京都新宿区西早稲田 2-2-8 全国心身障害児福祉財団ビル 3F

【厚生関係】

1. 発達障害の早期発見・早期支援の実施体制の確立

早期発見・支援の方法の研究・確立とその運用のための場所・人・システムの構築が必要である。

2. 障害基礎年金などによる所得保障制度の拡充

3. 障害者自立支援法における発達障害の位置づけの明確化

発達障害者支援法を実践的な法律にシフトしてはならない。

【労働関係】

1. 発達障害者に適した就労支援施策の実施

当事者・専門家等が協力して、幼児期から取り組むことが大切である。

【文部科学省関係】

1. 特別支援教育体制推進事業の拡充実施

広義の home schooling に関してもその概念と実際的な運用について、今よりも明確なものが必要だと考える。

一般社団法人 日本臨床心理士会

会長 村瀬嘉代子

東京都文京区本郷 2-40-14 山崎ビル 401

【厚生関係】

1. 障害児施設見直しと児童福祉法改正に際し、実施計画策定に職能諸団体を活用してください。

児童発達支援センター通所 放課後デイサービス通所 保育所等訪問支援 における障害支援プログラムを体系的に整備するために、職能諸団体にモデルプランを作成させてください。

2. 発達面の気になる児童に対しては、市町村の子育て支援事業に、発達相談に対応できる臨床心理職等の専門職配置が必要です。

市町村の児童家庭相談・子育て支援実施機関は、グレーゾーンを含む発達障害児の早期発見・発達支援・専門機関につなぐなどの大切な機能があり、市町村に臨床心理職の配置

を指導してください。

3. 保育所児童保育要録作成（保育指針改訂）にともない、保育所への巡回支援の強化が必要です。

保育所・幼稚園・小学校の連携事業が始まり、児童の一貫した支援のために要録が作成される流れにあります。気になる子どもを含める日常の保育の質の向上のために、臨床心理職等の専門職による“子どもの生活の場”への巡回支援が必要です。

4. 小児科等における心理アセスメント・発達相談に臨床心理職を置くようお願いします。

小児科や児童精神科・精神神経科での保護者や子どもへの発達相談に臨床心理職を活用し、診療報酬の対象となるようにしてください。

5. 早期療育と療育相談（親の相談）を診療報酬の対象にしてください。

保護者の経済的負担が大きい早期療育・相談を診療報酬の対象にするようお願いいたします。

6. 乳幼児健診の充実と、健診後継続相談に複数の臨床心理職の配置をお願いします。

発達面が気になる乳幼児の早期発見のために、発達障害に関する健診項目を追加充実させ、全国共通の健診項目で健診を行うことが必要です。また、健診後早期に療育を開始し、不安な母親の気持を支えるために、市町村保健センターには、2名以上の臨床心理職を配置して、保護者と子どもの両側面から継続的に支援する体制が必要です。

7. 児童養護施設などに、発達に関する専門職の配置が急務です。

養護困難等により発達障害児が多く入所している、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設に、発達支援のための臨床心理職が必要です。

【労働関係】

1. 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムに臨床心理職の任用をお願いします。

ハローワークの障害専門窓口の相談員、ジョブコーチ、就職チューター、職業訓練校などに発達を専門とする臨床心理職を活用してください。

2. 地域若者サポートステーションにおいて、臨床心理職を活用しその役割を明示してください。

発達障害に由来する当事者への相談・キャリアコンサルティング、セミナー、スタッフへのコンサルテーションなど、臨床心理職が効果をあげています。

3. 発達障害者・支援技法の開発を促進してください。

従来の職業適性検査等は青年期発達障害者の就労指導には不十分であり、職業選択・訓練にマッチした評価法を早急に開発してください。

【文部科学省関係】

1. 特別支援学校を含むすべての小中高等学校にスクールカウンセラーを配置し、特別支援教育校内委員会に参加・協力できるようお願いします。

カウンセラーは背景に発達障害の潜在が推察される児童・生徒の多くの問題に関わっており、発達状況と環境を適切に査定し対応するために、校内委員会への参加が必要と考えます。

2. 幼稚園の保育カウンセラーを充実させ、臨床心理職の活用をお願いします。

児童の一貫した発達支援のため幼稚園幼児指導要録が作成される流れにあります。気

になる子どもを含める日常の保育の質の向上のために保育カウンセラー等の専門職による巡回支援が必要です。

3. 「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」に際し、教育相談室の機能を活用してください。

市町村教育委員会の教育相談部門では、従前から診断・個別の相談・学校支援・巡回相談などを行ってきており、「相談支援ファイル」に類する情報を持っています。保護者の了解と協力の下に、教育相談室を活用してください。

社団法人 日本精神保健福祉士協会

会長 竹中秀彦

東京都新宿区大京町 23-3 四谷オーキッドビル7階

【厚生関係】

1. 発達障害者等の支援に関わる専門職の育成について

発達障害者（児）とその家族等に対する支援は、発達障害者支援センターに限らず精神保健福祉センター、児童相談所、医療機関、障害者相談支援事業所等において精神保健福祉士をはじめとする専門職が担っている現状がある一方で、発達障害等の支援に関する十分な知識がないまま対応している状況から、発見や必要な支援の確認などに影響することも考えられます。研修の機会は広く対人援助専門職を対象に提供される必要があります。

2. 発達障害者等支援の人材育成の研修に係る教材等の開発について

上記研修に使用する教材やシラバス等に関する開発及び研修実施方法等に関する研究事業を補助金等によって行うことが必要です。

3. 既存のネットワーク活用事業の位置づけについて

自治体における障害者自立支援協議会や児童虐待に関係するネットワーク会議等の既存のネットワークに発達障害者（児）と家族の相談支援に係る課題を積極的に組み入れる仕組みを事業として位置づける必要があります。

4. 障害者自立支援法の障害福祉サービス活用の推進について

知的障害のない発達障害児・者が障害福祉サービス等の利用することを推進できるように現行は成人対象の精神保健福祉手帳のあり方や、障害者手帳制度によるサービス格差の実態把握に伴う改善策を講じるための調査研究および対策に予算を充ててください。

【文部科学省関係】

1. 発達障害児等への学校での支援に関わる専門家の配置について

小中高等学校をはじめ、各地に教育現場における発達障害児等を含めた児童・生徒の福祉的支援を担うスクールソーシャルワーカーの配置が必要です。そのスクールソーシャルワーカーとしての専門知識を有する「精神保健福祉士」等を必要数配置するための予算を計上することが必要かと存じます。

2. 大学や専門学校の教育関係者への普及啓発について

知的障害を伴わず、専門学校や大学へ進学する発達障害者も多くいるが、人間関係の難しさ等から進学や就職など進路への支援の必要性が高いため、適切な支援が提供される

よう、普及啓発のシステムに予算を講じてください。

社団法人 日本作業療法士協会

会長 杉原 素子

東京都台東区寿 1-5-9 盛光伸光ビル7階

【厚生労働関係】

発達障害者支援体制整備事業への作業療法士の積極的な活用について

1. 発達障害の早期発見・早期支援体制の充実に向けて

- 1) 作業療法士は、乳幼児健診(1歳半・3歳児)における関与実績をもっているので、5歳児健診においても作業療法士の積極的な活用を要望します。
- 2) 発達面で気になる児童に対しては各市町村の子育て支援事業や発達相談等専門家の配置が必要です。家族支援や生活環境整備の面からも具体的な支援の方法が提示できる作業療法士の積極的な活用を要望します。

2. 地域支援体制の充実について

- 1) 各都道府県における発達障害者の検討委員会、市町村での個別の支援計画の作成に、作業療法士の積極的な活用を要望します。

3. 障害者自立支援法における発達障害児者に関わる支援サービスの充実について

発達障害児者の各種支援サービスの質的充実をはかるために、作業療法士の積極的な活用を要望します。

4. 発達障害児者の就労支援の充実について

- 1) 発達障害者支援センター事業において、職業前評価を含めた就労への支援技術を有する作業療法士の積極的な活用を要望します。
- 2) 青年期発達障害者の地域生活移行を推進するための就労支援事業に、作業療法士の積極的な活用を要望します。

【文部科学省関係】

特別支援教育の推進に関わる専門職としての作業療法士の教育現場での積極的な活用について

1. 高等学校における発達障害支援体制の拡大に向けて

ソーシャルスキル・就労支援に必要な職業適性・職場環境等の支援技術を持っている作業療法士の積極的な活用を要望します。

2. 発達障害早期総合支援事業の充実に向けて

- 1) 早期総合モデル地域における協議会委員に作業療法士の積極的な活用を要望します。
- 2) 保護者等への相談支援の充実に向けて作業療法士の活用を要望します。

3. 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業の充実に向けて

- 1) 外部専門家に作業療法士の積極的な活用を要望します。
- 2) 幼稚園・保育園における適切な支援体制の整備に向けて巡回相談及び専門家チームの派遣に際し作業療法士の積極的な活用を要望します。

作業療法士は、遊びや遊具等の活動をとおして集団と個別に対する評価手法及び支援手段を持っており、小学校への移行に寄与することができる。

4. 小・中学校および通常の学級における特別支援教育体制の整備に向けて

- 1) 特別支援教育体制の状況把握と今後の課題についての検討を要望します。
発達障害専門家の教育現場への配置と専門家の人材養成及び外部専門家の活用
- 2) 早急に対応し実施しなければならない個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成に、作業療法士の積極的な活用を要望します。
- 3) 特別支援学校等の指導方法の充実のために、作業療法士の積極的な活用を要望します。

5. 特別支援教育支援員への作業療法士の活用に向けて

作業療法教育課程において発達障害に関する十分な専門知識と技術を有しており、教育上の支援を必要とする児童生徒に対して、障害による困難を克服する支援が可能である。例えば、学校教育活動上の日常生活介助や学習活動のサポートなど。

日本言語聴覚士協会

会長 深浦順一

東京都新宿区新宿 2-5-16 霞ビル 801

【厚生関係】

1. 早期発見・早期支援の体制作りと言語聴覚士の活用
市町村の乳幼児健診事業において、言語聴覚士による評価、相談を取り入れていただきたい。ことばの発達に不安を抱いている多くの保護者への子育て支援としても有用なものとする。
2. 早期療育への言語聴覚士の活用
障害児の通園施設や児童デイサービスなどの専門機関における言語聴覚士による評価・訓練は十分ではない。早期療育を実施する施設の拡充と言語聴覚士の配置が必要である。
3. 家庭、幼稚園・保育所、学校等など生活場面での支援体制の確立
言語聴覚士による日常コミュニケーション場面における評価・支援や、直接処遇職員に対する助言等は重要であり、制度的保障をお願いしたい。
4. 生涯を通じたコミュニケーション指導への言語聴覚士の活用
コミュニケーションに困難がある発達障害児・者への支援は、日常生活、就労等生涯を通じて必要である。関係諸施設等への言語聴覚士の配置をお願いしたい。
5. 地域支援体制の整備にむけた言語聴覚士の活用
都道府県等の発達障害者支援体制整備委員会や市町村での個別の支援計画の作成に言語聴覚士の活用を要望する。

【労働関係】

1. 発達障害者の就労支援の充実
言語聴覚士によるコミュニケーションや社会性への評価や支援が、対人関係等で就労が実現・継続できない発達障害者への支援の充実につながる。

【文部科学省関係】

1. 専門家チーム、巡回相談における言語聴覚士の活用
発達障害児の言語聴覚機能やコミュニケーション機能の評価・訓練について、種々の援

助の経験を持つ言語聴覚士を全国的な規模で活用していただきたい。

2. 通級指導教室、特別支援学級における言語聴覚士の活用
発達障害児の中で一定の領域に顕著な障害（読み書き障害、特別な言語障害）が見られる場合、言語聴覚士による専門的訓練・指導等の援助は重要と考える。
3. 教育センター・特別支援学校等における言語聴覚士の配置
教育センター・特別支援学校等に言語聴覚士を配置することで、個々の児童への指導および教員・保護者に対する助言、環境面の調整や医療・福祉機関との連携などのマネージメントを円滑に行うことができる。言語聴覚士配置を制度化していただきたい。

【エリア会員 = 地方団体（3団体分）】

NPO 法人 アスペの会石川

代表 谷口 幸代

石川県金沢市中央通町 20-25

【厚生関係】

1. 発達障害者支援センターの職員増員などの環境改善をお願いします。
発達障害者支援センターには、年々相談件数が増加しており、現状の職員数では、きめ細やかな支援が難しくなりつつあります。また、社会人の場合、夜や休日にしか相談できないことから、交代制で業務につけるよう、人件費を補充してください。
2. 医療機関と発達障害者支援センターとの連携を急いでください。
最近、20代～40代の当事者が近所の精神科にかかるものの、コミュニケーションが上手くいかなくて、診断や治療まで進まずに、病院を転々としている話をよく聞きます。速やかに、対応できる病院へとつながるように、連携を急いでください。
3. 社会で孤立している当事者が、等身大で集える場を整備してください。
青年期以降に診断された当事者の場合、親が高齢であったり、経済的な理由によって、親の会などへの参加が難しく、社会的に孤立しがちです。
専門家が介入し、当事者が安心して集える場を無料で提供してください。

【労働関係】

1. 若者の就労移行支援を充実させてください。
早い時期から、働くことの意味や本人の適性を知ったり、働く意欲を養えるような機会を持てるよう、就労移行支援事業の整備をしてください。
2. 就労支援施策が中身を伴って実施されるよう尽力してください。
(1) 就労支援施策が不適切な対応で残念な結果を招かないように、マニュアル的な研修ではなく、実践的な研修を充実させてください。
(2) 発達障害者対象の職業訓練コースの拡充についても、数を増やすだけでなく、発達障害者に対応できる内容になっているか検討をお願いします。
3. 社会復帰できる場を充実させてください。
職場で対人関係などで上手くいかず、精神的にも疲弊して退職した発達障害者の場合、

すぐに社会復帰は難しい場合が多いです。リハビリ的に安心して働けるような、専門のスタッフが介入できるような職場を充実させてください。

4. 発達障害者を公務員として雇用してください。

民間企業においてモデル事業を行うだけでなく、国自らが雇用することによって、発達障害者の就労を支援し、雇用管理上の課題を把握しノウハウを蓄積して下さい。

【文部科学省関係】

1. 教師の環境改善を急いでください。

事務員の増員や、作成書類のスリム化など、教師の雑務を減らし、生徒と向き合える余裕ができるような環境改善を急いでください。

2. 研修の見直しと巡回強化をお願いします。

発達障害者は千差万別です。それを無視した研修で見聞きした成功事例を、安易にあてはめるような支援は当事者を追い詰めます。それを回避するために、専門家による定期的な巡回指導を強化し、個々の違いに配慮した研修を実施してください。

3. ホームスクール制度を創設してください。

不登校になった児童・生徒たちの学ぶ権利を守るために、教師あるはそれに準ずる人を家庭に派遣し勉強を教える制度を作ってください。

NPO 発達障害の会神奈川オアシス

代表 横倉江美子

E-mail Oasisclub@aol.com

【厚生関係】

1. 発達障害子育て支援研修事業の創設

市町村に設置されている保健センターにおいて、その地域、または近郊で活動しているNPOなどの団体とも連携し、発達障害児・者の親に対して子どものライフステージ沿った具体的な対応法や親自身のメンタルケアの研修を実施する。

特定非営利活動法人 ノンラベル

理事長 田井みゆき

【厚生関係】【労働関係】

1. 発達障害者支援対策の更なる拡充について

「地域支援体制の確立を推進する」項目として、発達障害者支援センター運営事業の推進と発達障害者支援体制整備事業の推進が掲げられていますが、センターや既存の行政機関にとどまることなく、障害者自立支援法にもとづく障害福祉サービス指定事業所やNPO法人などの民間団体に対して相談事業を委託するなど、相談支援などの体制の拡充と、継続的な支援システムを、発達障害者とそのご家族が身近に利用できる仕組みづくりを盛り込まれたい。

2. 都道府県事業の「専門性の高い相談支援事業」について

支援センターをはじめとする既存の相談窓口での専門性の質ともの向上を求めるとともに、障害者自立支援法にもとづく障害福祉サービス指定事業所やNPO法人などの民間団体に対して相談事業を委託するなど専門性の高い民間団体などとの協同・連携を図られたい。

3. 発達障害者が利用できる新体系福祉サービスについて

1. 市町村事業である「相談支援事業」を、新体系サービスを提供している事業所において取り組めるよう、システムの改変を図られたい。

2. その場合の「相談支援」は個別支援計画作成を単価算定の基礎とするのではなく、本人及び家族の経過（本人の生育歴などを含む）・状況・ニーズ・課題の把握を行うアセスメント、個別支援計画作成にとどまらず、本人に対する相談支援、家族に対する相談支援、利用できるサービスなどの紹介とリエゾン及びチーム・ケア、具体的なケース相談などが継続して行われることが求められており、こうした「個別面談」に対する報酬単価の設定を含むものとされたい。

3. 生活訓練サービスが2年間の期間限定（状況に応じて3年まで延長可）とされていますが、その後の生活訓練サービスが必要とされる方に対するサービスがなくなるため、この2年間という期間の撤廃を図られたい。

4. 就労継続支援サービスについて、工賃の増加が求められていますが、その前提となる仕事の確保が、現在の不況下において極めて困難な状態にあることから、企業をはじめ地域社会への理解・協力を目的とした啓発活動な大胆な展開を求めたい。

以上